

令和 7 年度京都市地域型保育事業所指導監査実施要領

1 指導監査の目的

指導監査は、児童福祉法第 34 条の 17、児童福祉法施行令第 35 条の 4、その他関係法令等に基づき、地域型保育事業所が関係法令、通知等を遵守し、通所児童等に対する適切な支援並びに適正な事業所運営を行っているか否かについて個別的に明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、通所児童等の支援の向上及び事業所運営の適正化を図ることを目的とする。

また、子ども・子育て支援法第 14 条及び第 50 条に基づく指導・監査並びに第 56 条に基づく業務管理体制の整備に関する検査を一体的に実施することを基本とする。

2 指導監査の対象事業所

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 家庭的保育事業所 | 1 事業所 |
| (2) 小規模保育事業所 | 118 事業所 |
| (3) 事業所内保育事業所 | 5 事業所 |

3 指導監査の実施方法

(1) 一般指導監査

指導監査の対象事業所から、運営状況に係る資料の提出を求め、その内容等について指導監査を実施する。

(2) 特別指導監査

一般指導監査の際に特に問題のあった事業所又は問題の発生した事業所で、緊急を要するものに対し、関係事項について実施する。

(3) 新設指導監査

新設事業所に対しては、事前に関係資料等の提出を求め、認可又は確認後 1 年以内に、事業所として遵守すべき基本的事項の指導を中心として実施する。

4 指導監査の主眼事項及び着眼点

本年度の指導監査の主眼事項及び着眼点については、別紙 1「地域型保育事業所に対する指導監査の主眼事項及び着眼点」のとおりとする。

5 指導監査班

指導監査は、原則として係長職以上の職にある者を班長とし、同班長を含む 2 名以上の職員をもって指導監査班を編成し、実施する。

6 提出資料

別紙 2「地域型保育事業所監査事前提出資料」

7 一般指導監査日程

(1) 提出書類の提出期限

令和7年5月23日（金） ※期限厳守

(2) 指導監査実施日

令和7年6月1日から令和8年3月31日までの期間で、別に定める日

8 指導監査結果

- (1) 指導監査の結果、是正又は改善を要する事項については、当日に班長が講評を行うものとする。特に是正又は改善について報告を求める必要がある事項については、監査終了後、文書で監査結果の通知を行う（指導監査の当日に指摘した事項以外を追加することがある）。
- (2) 事業所は、指摘された事項については是正又は改善を図るとともに、文書で通知された事項については、是正又は改善状況を確認できる書面を添付のうえ、指定期日までに文書で京都市長に報告するものとする。
- (3) 適正な運営を欠いていると認められる事業所又は改善指導等に対して必要な改善措置等を講じない事業所については、個々の事例に応じ、児童福祉法第34条の17、子ども・子育て支援法第51条の規定等により事業所管課と協議のうえ、改善命令等所要の措置を講じるものとする。

9 結果の公表

指導監査の結果については、事業所名、文書による指摘事項の内容、監査実施日及びその改善状況をはぐくみ創造推進室ホームページに掲載するものとする。